

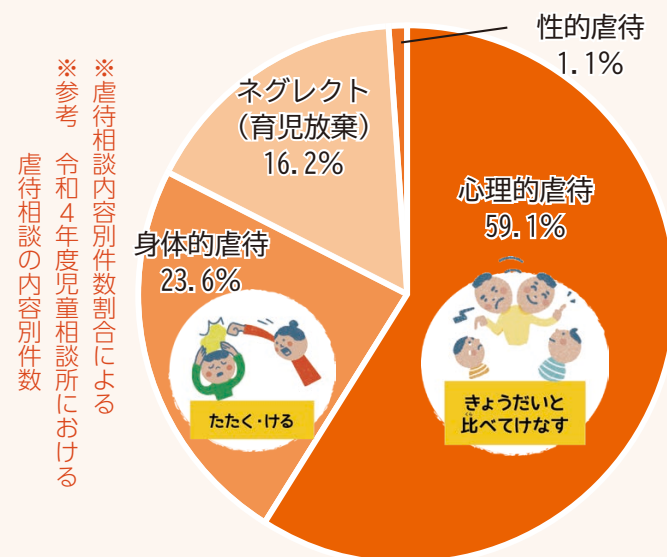


11月は「児童虐待防止推進月間」

オレンジリボンには児童虐待を防止するというメッセージが込められています。

問い合わせ先 子育て政策課

何人も、児童に対し、虐待をしてはならないと法律で定められています。
また、しつけのために体罰をすることも禁止されています。



児童虐待の種類

心理的虐待	無視する、言葉で脅す、子どもの心を傷つけることを言う、 子どもの前で家族に対し暴力をふるう・暴言・無視 など
身体的虐待	殴る、蹴る、叩く など しつけのために叩いたりご飯を与えないことは体罰です。
ネグレクト	適切な衣食住の世話をしない、子どもを家に残して外出する、車の中に放置する など
性的虐待	性器を触るまたは触らせる、性器や性交を見せる など

虐待の子どもへの影響

子どもの成長・発達・脳に悪影響を与えることは科学的にも明らかになっています。

- ▶ 落ちついて話を聞けない
- ▶ 約束を守れない
- ▶ 1つのことに集中できない
- ▶ 我慢ができない
- ▶ 感情をうまく表せない
- ▶ 集団で行動できない

適切に対応されないと、思春期以降様々な問題行動を起こしてしまう場合があります。

- ▶ 乱暴・多動
- ▶ 徘徊・家出
- ▶ 自傷行為・自殺企図
- ▶ 非行

虐待かも？と思ったら勇気を出して相談を！

児童相談所 虐待対応ダイヤル

いちはやく
189

- ▶ 通話料無料
- ▶ 匿名でも大丈夫です
- ▶ お住まいの児童相談所につながります
- ▶ 秘密情報は厳守します



こども家庭庁

「児童虐待防止推進に関する特設サイト」
虐待対応ダイヤルや相談 LINE をはじめ、子育てに関する工夫のポイントの掲載など、様々なコンテンツが充実しています。

子育てやしつけなどで困ったらまずは相談を！

敦賀市子ども家庭相談室では、子ども（18歳未満）に関するあらゆる相談に応じています。あなたと一緒に解決方法を考えます。

相談窓口

- 子育て政策課 子ども家庭相談室 ☎ 22-8223
相談時間 平日 8:30～17:15
(祝日、年末年始は除く)
- 敦賀児童相談所 ☎ 22-0858
相談時間 平日 8:30～17:15
(虐待の通告や緊急の場合：24時間 365日)

児童虐待防止啓発イベント

▶ パネル展

- 11/1(金)～6(水)
敦賀駅交流施設オルパーク
- 11/7(木)～19(火)
市役所1階オープンスペース
- 11/20(水)～29(金)
こどもの国

▼令和5年度
パネル展の様子



ひとりで悩まずご相談ください

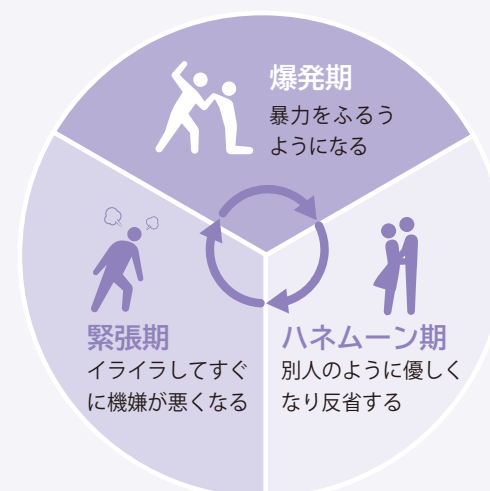
11/12～25は「女性に対する暴力をなくす運動期間」

パープルリボンは「女性への暴力の根絶」を訴えるシンボルです。

問い合わせ先 市民協働課

DV・デートDVをなくそう

DV(配偶者などからの暴力)・デートDV(交際している相手からの暴力)には身体的なものだけでなく、「言葉で傷つける」「行動を制限する」などの精神的なものも含まれます。どんな理由があっても暴力は許されません！



DVにはサイクル(周期)があり、何度も繰り返されると言われています。

DV・デートDV防止啓発イベント

▶ パープルの流れ星の展示

11/19(火)～28(木) 敦賀駅交流施設オルパーク、
12/3(火)～12/26(木) こどもの国で展示します。
※女性に対する暴力根絶のシンボルカラーにちなみ、市内小中学校とつるが男女共同参画ネットワークに協力をいただき制作したパープルの流れ星を展示

▶ パネル展

▶ パープルリボンイルミネーションの点灯

※各防止啓発イベントの開催日程や場所は市HPで確認できます。

男女共同参画センターでは、男女共同参画、女性活躍推進、市民活動団体に関する図書の貸し出しを行っています。

詳しくは市HPをご覧ください。



▲市HP

DVの特徴や影響

- ・相手を支配しようとするのがDVの特徴。
- ・家庭内で起こるため潜在化しやすく、周囲が気づきにくい。
- ・被害者はけがなどの身体的な影響のほか、自尊心の低下、絶望感、無力感、PTSDに陥るなど精神的にもダメージを受ける。
- ・子どもに直接暴力が及んでいない場合でも、さまざまな心身の症状が表れることがある。



◀女性に対する暴力をなくす運動啓発ポスター(内閣府)

相談窓口

- 市民協働課 ☎ 23-5411
✉ danjo-soudan@ton21.ne.jp
(メールでの相談の場合は受信できるように設定を確認してください)
相談時間 平日、第2・第4土曜日 8:30～17:15
(第1・第3金曜日は20:00まで)
相談場所 男女共同参画センター(南公民館3階)
▶市民協働課では、さまざまな相談を受け、相談内容に応じた支援を行います。関係機関への同行支援も行っていますので、お気軽にご相談ください。
- 福井県児童・女性相談所 ☎ 0776-35-1725
(電話相談) 8:30～22:00(土日祝日を含む毎日)